

# 2021年度日本台湾交流協会奨学金

## (短期留学生) 募集要項

公益財団法人日本台湾交流協会

### 1、趣 旨

この制度は、台湾の大学が、日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校等と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、短期に留学生を日本の大学に派遣する際、公益財団法人日本台湾交流協会（以下、協会）が当該台湾人留学生を支援することにより、日台間留学生交流の一層の拡充を図り、相互の教育・研究水準の向上に資するとともに、相互理解と友好親善を増進することを目的とする。

なお、この制度は、台湾における日本を対象とした研究及び台湾人学生の日本における研究を促進することを目的としているため、短期留学全般を支援するものではなく、①主に人文・社会科学分野等の研究科・学部<sup>①</sup>に在籍して日本を対象とした研究に既に取り組んでおり、交換留学終了後、日本を研究対象とした修士・博士論文を執筆し学位を取得しようとする学生、又は②既に日本の大学等の研究機関との共同研究が進行中である等、台湾の大学と日本の大学の共同研究に携わる学生を支援するものである。

### 2、募集対象

下記①～③すべてを満たし、④又は⑤を満たすこと

- ① 満35歳未満の学生。(1986年4月2日以降に出生した者)
- ② 2021年9月1日から奨学金受領期間終了まで台湾の大学の正規課程（学部生、大学院修士課程又は博士課程）に在籍している学生。
- ③ 留学開始時において、修業年限を超過していない学生。
- ④ 主に人文・社会科学（政治学、経済学、経営学、法学、歴史学、文学等）分野等の研究科・学部<sup>①</sup>に在籍する学生で、既に日本を対象とした研究（日本の政治・外交・経済政策等の国際問題・法律・歴史学等の研究）に取り組んでおり、日本への短期留学終了後、日本を対象とした修士・博士論文を執筆し、学位を取得する学生。  
※日本を対象とした理系の研究を排除するものではない。
- ⑤ 既に日本の大学等の研究機関との共同研究が進行中である等、台湾の大学と日本の大学の共同研究に携わる学生。

### 3. 申請者の資格及び条件

- ① 台湾籍を有する学生。(日本国籍を保持する者は対象外)
- ② 2021年9月から2022年4月までの期間に留学を開始する学生。
- ③ 留学期間が3カ月以上1年未満の学生。
- ④ 交換留学協定等に基づき日本の大学等が受入を承認している学生。(※注1)

- ⑤ 在籍大学における学業成績が優秀で、在籍大学における前年度の成績評価係数（別紙1参照）が2.30以上である学生。（※注2）
- ⑥ 日本の大学等への留学期間終了後、在籍大学に戻り学業を継続する学生、又は日本を対象とした修士・博士論文を執筆し、学位を取得する予定の学生。
- ⑦ 本奨学金支給期間内に他団体等からの奨学金を重複取得していない学生。（※注3）
- ⑧ 2020年9月1日から交換留学開始月まで台湾に在住している学生。ただし、海外旅行等で短期間台湾から離れることを妨げない。

注1. 当協会奨学金申請時に、日本の受入大学等が決定していない申請者は、所定の期日までに「10. 申請書類及び申請方法」（1）. ⑥に定める証明を当協会に提出しなければならない。期日までに提出できなかった場合、本奨学金の合格を取り消す、または支給開始時期が遅れる場合がある。

注2. 成績評価係数で表すことができない場合は、「10. 申請書類及び申請方法」（1）. ③の「個人推薦書」〔様式3〕に、成績評価係数2.30相当以上であると認められる理由を明記すること。

なお、修士1年生は、学部4年次の成績から算出する。ただし、留年して卒業した場合には、最終年次の成績及び最終年次の前年度の成績を合算して算出するものとする。

注3. 渡航にかかる費用（交通費のみ・3万円以内）については、奨学金の重複取得に含まれない。

#### 4. 各大学の推薦人数

各大学からの推薦人数は、一つの交換留学協定につき、5名の学生を推薦できる。

#### 5. 募集方法等

- ① 募集要項公表…6月25日
- ② 募集開始時期…未定（台湾からの留学生が査証の発給対象となった時点で開始）  
新型コロナウイルスの感染拡大による入境制限措置により、現時点（2021年6月）で台湾からの留学生は日本入国査証の発給対象ではないため、4月からの募集を見合わせています。今後、台湾からの留学生が査証の発給対象となった時点で当該奨学金の申請の受付を開始し、審査を行います  
※申請期間が短くなる見込みであるため、予め申請書類の準備をしておくこと。  
申請方法については、「10. 申請書類及び申請方法」を確認すること。
- ③ 受験番号発送…未定申請者及び推薦大学に対して受験番号を発送する。  
申請書類提出期限から7日以内に受験番号が届かない場合のみ、電話にて受験番号等に関する質問を受け付ける。
- ④ 結果通知…未定  
結果通知方法については、「12. 結果通知方法」を確認すること。

## 6. 採用予定人数

20名程度

## 7. 奨学金の内容

奨学金 月額 80,000円

※奨学金は、日本に渡日した月から支給する。新型コロナウイルスの影響により台湾にてオンラインで留学を開始した場合、渡日前の期間は奨学金を支給しない。

## 8. 奨学金支給期間

留学開始日から起算して最長1年以内を支給の対象とする。ただし、支給期間は2022年9月までとし、留学期間が年度を超える場合、予算の都合で奨学金の支給が打ち切りとなることもある。

## 9. 選考

当協会において、申請書類等による書類審査を行い、採用者を決定する。

## 10. 申請書類及び申請方法

### (1) 学生提出書類

- ① 2021年度日本台湾交流協会奨学金（短期留学生）申請書〔様式1〕
- ② 在籍大学の成績証明書（最新のもので、且つ発行日が申請日から3ヶ月以内のものに限る。）  
I 学部生の場合、在籍する大学の全成績が記載された成績証明書を提出すること。  
II 大学院生（修士）の場合、在籍する大学院の全成績が記載された成績証明書及び最終出身大学（学部）の全学年分の成績証明書を提出すること。  
III 大学院生（博士）の場合、在籍する大学院の全成績が記載された成績証明書及び最終出身大学（学部）及び修士課程の全学年分の成績証明書を提出すること。
- ③ 2021年度日本台湾交流協会奨学金（短期留学生）個人推薦書〔様式3〕
- ④ 日本の大学等が発行する受入を許可している証明・入学許可書のコピー  
（※個人の同意書・メール等は不可）
- ⑤ 上記①～④のコピー 各1部
- ⑥ 申請者各本人宛に受験番号を送付する返信用はがき。  
（返信用はがきには必ず申請者本人の住所を記載すること。）
- ⑦ パスポートのコピー
- ⑧ 研究に関する書類
  - ・ 日本を対象とした研究に関する研究計画書もしくは日本での研究に関する計画書（A4 3ページ以内）（※注4） 2部
  - ・ （研究成果がある学生のみ）これまでの研究に関する研究成果が分かるもの（※注5） 2部

注1. ①申請書〔様式1〕、⑧研究に関する書類は日本語又は英語で記入すること。

注2. ③個人推薦書〔様式3〕日本語、英語、又は中国語で記入すること。ただし、中国語の場合は日本語又は英語の訳文を必ず添付すること。

注3. ④日本の大学等が発行する受入を許可している証明（コピー）を申請時に提出できない場合、後日提出も可（評価には影響しない）。ただし、大学は指定の期日（申請受付開始後に連絡）までに協会に提出できるよう、日本側の派遣先大学と協議すること。なお期限までに提出出来ない場合は、必ず協会に相談すること。

※入学許可期間が2021年9月以降で1年以内であることが明記されている書類。（入学許可期間の開始月が2021年9月以前である場合は、奨学金の支給対象外となるが、オリエンテーション等が8月末に実施され、実質的な留学開始が9月以降であれば、その限りではない。）

注4. 研究計画書は以下のフォーマットで、日本語もしくは英語で記載すること（中国語不可）。

- ・ 用紙の余白は四方15mm以上とし、フォントサイズは11ptとする。
- ・ 参考文献リストは3ページ以内のページ数制限に含めない。

注5. 研究成果物そのものではなく、修士論文要旨等の概要が分かるものでよい。

## （2）大学提出書類

- ①2021年度日本台湾交流協会奨学金（短期留学生）推薦書〔様式2-1及び2-2〕
- ②交換留学協定書の写し
- ③上記①～②のコピー 各1部

大学は、（1）の学生提出書類及び（2）の大学提出書類等に不備がないか確認し、申請書提出期限までに協会台北事務所広報文化部（連絡先は「16. 申請書類の提出先及び照会先」に記載）に郵送すること。

注1. 各申請書類の記載欄の幅や大きさ等、様式の変更はしないこと。

注2. 申請書類は一切返却しない。

注3. 申請書類の持参提出は一切認めない。必ず書留で郵送すること。

## 11. 受験番号

郵送で受験番号を通知する。なお、申請書類提出期限から14日経過しても受験番号通知が届かない場合、申請者はその旨を協会台北事務所広報文化部まで連絡すること。

## 12. 結果通知方法

協会ホームページで合格者受験番号を発表する。追って合格者に対し合格証明書を送付する。不合格者に対しては文書による通知を行わない。また、大学に対し推薦した学生の合否リストを送付する。なお、発表日時等については受験番号送付時に併せて通知する。

※合否に関する質問・相談は一切受け付けない。

### 13. 奨学金の支給方法

日本の派遣先大学等を通じて支給する。  
※渡日しない場合は奨学金の支給は行わない。

### 14. 留学状況報告書の提出

学生は、留学期間終了後3カ月以内に、「留学状況報告書」(様式5)を作成し、大学の関係部署に提出すること。

大学は、学生から提出された「留学状況報告書」にコメント等を記し学長名でこれを協会台北事務所広報文化部に送付すること。(コメント等については、様式自由。)

上記に加え、日本研究枠の奨学金受給者は、修士課程／博士課程修了時に、協会台北事務所広報文化部に修士論文／博士論文を報告するとともに、課程修了証書の複本を送付すること。

### 15. 辞退届

合格発表後、何らかの理由で学生が奨学金受領を辞退する場合、大学は辞退届(様式4)及び学生から提出された辞退理由書を別添し、学長名(記名押印)にて協会台北事務所広報文化部へ送付する。

### 16. 申請書類等の提出先及び照会先

公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所 広報文化部 短期奨学金担当  
台北市慶城街28號 通泰商業大樓  
TEL: 02-2713-8000 (内線: 2411)  
FAX: 02-2713-0541  
E-mail: shogakukintaipei-k1@tp.koryu.or.jp

### 17. その他

本募集要項及び各種申請書類(様式)は、下記の協会台北事務所のホームページからダウンロードすることができる。

公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務所ホームページ  
[http://www.koryu.or.jp/taipei-tw/ez3\\_contents.nsf/Top](http://www.koryu.or.jp/taipei-tw/ez3_contents.nsf/Top)